

令和3年6月21日 企画部

## 寒川町新型コロナウイルス感染症対策方針（第6弾）

基礎自治体は、住民の生命・財産・暮らしを守ることが最大の使命です。

本町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4に基づき、5月12日から6月20日までの間発令されていた「まん延防止等重点措置区域」の指定が解除されるとともに、新型コロナワクチン接種も全力で実施しているものの、全国的な緊急事態宣言の解除に伴う人流の増加や、昨今の変異株等による感染拡大の懸念は未だ払拭されない状況が続いています。

こうしたことから、町として、さらなる感染対策が必要と判断し、「新型コロナウイルス感染症対策方針（第6弾）」を定めました。

なお、当該対策方針に係る予算案については、令和3年6月21日（月）に令和3年度一般会計補正予算第2号として議決されています。


問い合わせ先
企画部 部長 深澤文武 ☎0467(74)1111 内線 204



# 新型コロナウイルス感染症 対策方針

## 第6弾

令和3年6月21日

 寒川町

# 寒川町新型コロナウイルス感染症対策方針

本町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4に基づき、5月12日から6月20日までの間、まん延防止等重点措置区域として指定され、6月21日から7月11日までの間、県内の一部の市では重点措置区域として継続となるものの、本町においては解除されました。

しかしながら、本町においても、ワクチン接種に全力で取り組んでいるものの、県内の一部の市での重点措置区域継続や、全国的な緊急事態宣言解除に伴う人流増加・変異株などの影響により、引き続き、感染拡大が懸念されます。

町行政は、町民の生命・財産・暮らしを守ることが最大の使命であります。こうしたことを踏まえ、町民の健康と安全・安心な暮らしを守るため、更なる感染対策が必要と判断し、「新型コロナウイルス感染症対策方針（第6弾）」を定めました。

# 対策の内容

## ■ 感染症拡大防止対策

### ○キャンセルとなったワクチンの活用

【健康福祉部 健康づくり課 課長 大平 内線260】

### ○新型コロナウイルスワクチン保存用冷凍庫の電源確保

【健康福祉部 健康づくり課 課長 大平 内線260】

### ○避難所感染予防対策等物資購入

【町民部 町民安全課 課長 高木 内線460】

### ○修学旅行時の感染防止対策

【教育委員会 学校教育課 課長 小島 内線520】

# 対策の内容

## ■ 感染症拡大防止対策

### ○ キャンセルされたワクチンの活用

キャンセルとなった貴重なワクチンについて、国の要請に基づき、廃棄することなく有効活用を図るため、集団接種会場で従事する職員等、次に記載する従事者への接種に切り替えることで、町内の感染拡大を防止し、安心して暮らせる地域を構築する。

#### 【キャンセルとなったワクチン接種の優先順位】

- ① 集団接種会場等で従事する職員（役場医療従事者）
- ② 高齢者施設等の従事者に含まれる在宅サービス事業者の従事者（介護居宅サービス、障がい訪問サービス）
- ③ 保育園・幼稚園に勤務する保育士・幼稚園教諭
- ④ 小・中学校の教職員

# 対策の内容

## ■ 感染症拡大防止対策

### ○ 新型コロナワクチン保存用冷凍庫の電源確保

停電時でも新型コロナワクチンを適切に保存できるよう、冷凍庫の電力確保を可能とする大容量バッテリーを整備する。

**災害時の  
避難場所に**

約 500 台の携帯電話を  
充電可能！



最大出力 **3000W** 蓄電容量 **6000Wh**

持ち運び用  
ハンドル付き

※コンセント出力1個あたり1500Wまで

蓄電容量は大容量の 6000Wh！  
コンセントは 10 個搭載で避難場所での  
容量不足を気にせず使えます

例えば、超低温フリーザーを 10.4 時間 使用し続けることができます。  
例えば、電子レンジ (600W) を温め運転状態  
で 8.8 時間使用し続けることができます。



【予算措置 3, 960千円】

# 対策の内容

## ■ 感染症拡大防止対策

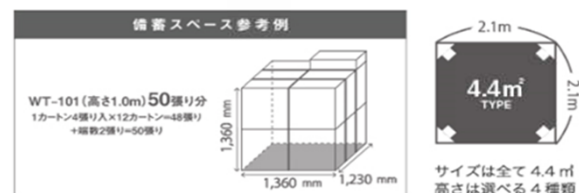
### ○ 避難所感染予防対策物資等購入

大規模災害や台風等の水害に対応する避難所での新型コロナウイルス感染症蔓延を防止するため、感染防止対策物資等の充実を図る。

購入物資等：充電用ポータブルバッテリー、ファミリールーム（避難所間仕切り）、感染対策トイレ、簡易ベット、生理用品等の購入



災害時、屋内での集団避難生活における被災者のプライバシーを確保します。



【予算措置 5, 441千円】

# 対策の内容

## ■ 感染症拡大防止対策

### ○ 修学旅行時の感染防止対策

小・中学校の修学旅行の移動時において、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを引き下げるため、小学校については、目的地までの移動に鉄道等を使用せず、バス移動に変更する。また、中学校については、長距離移動の新幹線（車両貸し切り）を除き、鉄道移動をバス移動に変更する。また、感染状況を考慮し中学校は修学旅行の日程を変更した。

【小学校】 ・ 学校 ↔ 日光（バス移動に変更）

【中学校】 ・ 学校 ↔ 小田原または新横浜（バス移動に変更）

・ 日程変更に伴う宿泊先のキャンセル料を公費負担

【予算措置 3, 898千円】